役員の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本中国友好協会(以下「この法人」という。)定款第29条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等及び費用に関し、法令及び定款に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤以外の者をいう。
 - (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、総会において別に定める役員退職金規程に基づき退職 手当を支給することができる。
- 5 非常勤役員に対しては、総会、理事会及び委員会に出席したとき、監事監査を行った とき、そのほかその職務に従事したことにより、支給事由が発生した都度、別表 2 に定 める旅費並びに宿泊費を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のとおりとし、 役員のうち各々の理事の別表第1「常勤役員の報酬年額」のうちから、代表理事が理事 会の承諾を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月 一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に直接支給する。ただし、本人の指定する本人名義の 金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規則をもって、「認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給 の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附則

この規則の変更は、総会の決議の日(平成29年6年15日)から施行する。

別表第1

『常勤役員の報酬年額』

・理事長 500 万円までの範囲内

・専務理事及び常務理事 400 万円での範囲以内

・理事 300 万円までの範囲内

別表第2

『非常勤役員の総会、理事会及び委員会に出席等に関する旅費並びに宿泊費の支給』

- 1 旅費の支給金額は、県庁所在地の駅から東京駅の往復料金、又は最寄りの空港から羽田空港の往復航空運賃の金額の範囲内とする。
- 2 宿泊費は、実費として、一泊 5,000 円までとする。
- 3 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の在住する非常勤役員の旅費の支給金額は、実 費の範囲内で支給することができる。
- 4 支給金額ついては、理事会において定める「非常勤役員旅費等規程」に基づく。